

全国プレジャーボート安全会規約

(名称)

第1条 本会は、全国プレジャーボート安全会と称する。

(目的)

第2条 本会は、スポーツ又はレクリエーションの用に供する小型の船舶（以下「プレジャーボート」という。）の安全な運航及び事故防止並びに漁業との共生のための調査研究並びに啓発を行うことを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) プレジャーボートの安全な運航と事故防止に関する調査、研究及びその啓発並びに広報
- (2) プレジャーボートと漁船間のトラブルの防止に関する調査、研究及びその啓発並びに広報
- (3) プレジャーボートに係る責任保険、船舶保険並びに搭乗者傷害保険等のあっ旋（5トン未満の船舶に係るプレジャーボート責任保険を除く。）
- (4) 前各号に掲げるものの他、本会の目的を達成するために必要な活動

(事務の委託)

第4条 本会は、前条各号に掲げる活動に係る事務に関し、別に定める一部事務について株式会社エフ・ブイ・アイサービスに委託するものとする。

(会員の種類)

第5条 本会の会員の種類は、正会員及び賛助会員とする。

(正会員)

第6条 本会の正会員たる資格を有する者は、プレジャーボート責任保険に加入している者及び本会が認めるプレジャーボートのオーナーであって、本会への入会の申し出のあった者とする。

(賛助会員)

第7条 本会の賛助会員は、本会の趣旨に賛同する者であって会長が認めたものとする。

(正会員の入会及び脱会)

第8条 正会員たる資格を有する者が、書面により入会の申込みをしたことをもって入会とする。

2 正会員から書面等による脱会の意思表示がなされたことをもって脱会とする。

(会費)

第9条 本会の経費は、賛助会員の会費等をもってこれを賄う。

(役員)

第10条 役員は、会長及び監事1名とし、評議員会において会員の中から選任する。

(会を代表すべき会長)

第11条 会長は、本会の事務を総理し、本会を代表する。

(監事の職務)

第12条 監事は、少なくとも毎会計年度1回本会の財産及び業務執行の状況を監査して、これを評議員会に報告しなければならない。

2 監事は、前項に規定するもののほか、必要に応じて監査することができる。

3 監事は、評議員会に出席して意見を述べることができる。

(役員の任期)

第13条 役員の任期は2年とし重任を妨げない。

2 役員は、任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

(評議員)

第14条 本会は評議員5名以上を置き、会員及び学識経験者の中から評議員会の議を経て会長が委嘱する。

2 評議員の任期は2年とし重任を妨げない。

3 評議員は、任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

(評議員会)

第15条 本会は毎年1回、評議員会を開き、必要に応じて、臨時評議員会を開催するものとする。

2 評議員会は、会長が召集するものとし、評議員会を召集するには、会日より5日前に、評議員に対して、その通知を発することを要する。

3 次の各号に掲げる事項は評議員会の決議を経なければならない。

- (1) 本規約の変更
- (2) 活動の報告及び計画
- (3) 決算及び予算
- (4) 会長及び監事の選任及び解任
- (5) その他本会の運営に関する重要な事項

4 評議員会の議長は、会長がこれに当たる。

5 評議員は、1個の議決権を有する。

6 評議員会の議事は、評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 評議員会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した評議員がこれに署名又は記名押印することを要する。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は4月1日から3月31日までとする。

附則 この規約は平成12年7月1日から施行する。

附則 1 この改正規約は平成19年4月1日から施行する。

2 最初の評議員は、会長が委嘱する。

3 平成19年の会計年度は、平成19年1月1日から平成20年3月31日までとする。

附則 この改正規約は平成19年7月24日から施行する。